

# 八王子市姫木平自然の家指定管理者候補者選定のための 評価会議開催要綱

## (目的)

第1条 八王子市姫木平自然の家の管理を行う指定管理者の選定を、公正かつ適正に実施するため、八王子市姫木平自然の家指定管理者候補者選定のための評価会議(以下「評価会議」という。)を開催する。

## (評価事項)

第2条 評価会議は、八王子市姫木平自然の家の指定管理者候補者に関する次に掲げる事項を評価する。

- 1 応募書類に関する事。
- 2 候補者の適正性に関する事。
- 3 その他

## (構成)

第3条 評価会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

## (会議)

第4条 評価会議は、意見の聴取を円滑に行うため、必要に応じて参加者から座長を選出することができる。

## (庶務)

第5条 評価会議の庶務は生涯学習スポーツ部において処理する。

## 附則

### (施行期日)

1. この要綱は、平成27年7月31日から施行する。
2. この要綱は、平成28年3月31日をもって、その効力を失う。

別表 八王子市姫木平自然の家指定管理者候補者選定のための評価会議構成員

選出区分	選出理由等
学校教育及び社会教育関係者	学校教育及び社会教育の専門家として意見を求める。
子ども団体指導者	少年の集団生活や野外体験の専門家として意見を求める。
小学校校長	移動教室の利用が多くを占めているため利用者の立場から意見を求める。
中学校校長	スキー教室の利用が多くを占めているため利用者の立場から意見を求める。
関係所管部長	生涯学習スポーツ部長
関係所管部長	子ども家庭部長
関係所管部長	学校教育部長
財務の専門家	財務の専門家として専門性を活かす。